

建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

平成26年4月1日

平成29年1月1日

改正 令和4年8月1日

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を監理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各建設工事を同一の専任の技術者が管理できることとするかは発注者が適切に判断する。

また、対象工事には、土木工事以外の建築工事等及び民間発注者による工事も含まれる。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

1 主任技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

(3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

2 監理技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

(1) 松本市が発注した工事であること。（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼務を認めた場合はこの限りではない。）

(2) 兼務する工事現場が、いずれも松本市内であること。

(3) 工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。

(4) 兼務できる工事現場数は2件までとする。

ただし、（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける）下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

ア 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）

イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき

ウ 発注者が特に兼務できないものと認めるとき

第3 技術者の兼務に関する手続等

1 技術者兼務届の提出が必要な場合

市発注工事の技術者が他の工事と兼務する場合

2 技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した市発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に「技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を契約管財課長に提出すること。
- (2) 既に受注している市発注工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに「兼務届」を市発注工事の工事担当課長に提出すること。

第4 その他

技術者の兼務に係る運用については、別添「建設工事における主任（監理）技術者の兼務に関する適用一覧」による。

第5 適用時期

令和4年8月1日契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。